



元文科教第 1055 号

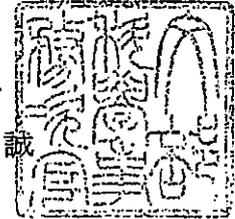
令和 2 年 4 月 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係る
ガイドライン」の改定について（通知）

『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）については、「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」の決定について（通知）」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科初第 1685 号）において通知したところですが、今般、EBPM を今後も推進する観点から、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元が促進されるよう、本ガイドラインを改定しましたので通知します。主な改定事項は下記のとおりです。

全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となりますが、加えて、本ガイドライン等に基づき、文部科学省において、大学等の研究者及び教員並びに公的機関の職員等に対し、調査結果を貸与すること等がありますので、御理解と御協力をお願いします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人の理事長におかれては調査に係る附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

(1) 個票データの追加 (経年変化分析調査、保護者に対する調査)

貸与する個票データは、本体調査個票データ、経年変化分析調査個票データ、保護者に対する調査個票データの3種とする。

〈本ガイドライン〉「第2の1 (1) (2) (3)」

(2) 情報セキュリティに関する記載の修正

利用申出審査基準のうち組織的管理措置 (ii) 「所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること」について、その具体例が限定的であるため、例示であることを明記。

〈本ガイドライン〉「第6の2 (4) ① (ii)」

〈本件担当〉総合教育政策局調査企画課学力調査室
電話：03-5253-4111 (内線 3732, 3759)